

貸金業法の規制緩和に断固反対する会長声明

平成26年6月25日

三重県司法書士会
会長 笠原 文比古

報道によると、自民党は貸金業者に対する金利規制・総量規制を緩和する法改正へ検討を開始するとのことである。

貸金業法は、多重債務が自己破産、自殺の原因となり、国民の生活を脅かす社会問題であることが広く社会に認識されたことにより、これを解決するため、平成18年12月に当時の安倍政権下で与野党の全会一致によって成立した法律である。

三重県司法書士会は、平成19年5月に金融庁が発表した多重債務改善プログラムに基づく相談窓口の一翼を担い、この貸金業法による金利規制・総量規制の完全施行がなされて以降、より一層、三重県及び県下の各市町と連携し、市民に身近な法律専門家として多重債務問題の減少のため着実な成果を上げてきたところである。

ところが現在自民党内では、「健全経営」であると認定された貸金業者について、上限金利を現行の年率20%から29.2%に戻し、総量規制についても、年収額の3分の1以内という規制を、業界が定める自主基準に沿って拡張させるという規制緩和策が浮上しているという。

しかし、「健全経営」である業者ならば、高金利や過剰融資とならないように融資を行うべきであり、「健全経営」である業者が高金利などの優遇を受けることになる法改正は本末転倒であると言わざるを得ない。むしろ、現行の利息制限法、出資法の上限金利ですら高金利であり、引き下げを行うべきである。また、業界が定める自主基準が過剰融資の抑制に全く効果がなかったのは歴史が示すところである。

この規制緩和策により、これまでの多重債務問題解消への取り組みの成果が水泡に帰し、再び多重債務問題が深刻化するのとは明らかである。

よって、当会は、貸金業法の規制を緩和する法改正は、官民一体となって多重債務問題の解消に向けて取り組んできた歴史に逆行し、貸金業界にのみ利益をもたらす、国民にとっては不利益にしかならない改悪であるとして断固反対する。